

互助会NEWS【9月号】

令和4年9月12日
一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金振込日は、**令和4年9月15日（木）**です。
送金明細書は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただけます。
《送金明細書の公開日は、9月13日（火）です。》
また、それ以外の所属（小・中・大学等）にお勤めの会員の方には、ハガキの送金明細書を送付しています。

◎ハガキの「給付金送金明細書」を送付します ～県立学校・教育庁の臨時講師等^{*1}の方へ～

互助会の「給付金送金明細書」は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただいておりますが、10月17日（月）振込分から、**県立学校・教育庁にお勤めの会員のうち、臨時講師等^{*1}の方**については、**ハガキの送金明細書を所属あてに送付すること**となりましたので、お知らせします。

臨時講師等^{*1} → 臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舍指導員、
臨時学校栄養職員、臨時事務職員

◎「予防接種負担金補助事業」を実施しています

互助会では、令和3年度から「予防接種負担金補助事業」を実施しています。
インフルエンザの予防接種を受けたら、互助会へ請求書を提出しましょう。

1. 事業内容
会員が、インフルエンザ予防接種を受け、自己負担したとき、1,000円を補助
2. 補助対象者
会員本人
3. 補助額
1,000円（年度内1回）
4. 補助方法
インフルエンザ予防接種を受けて自己負担金を支払った後、「予防接種負担金補助請求書」に医療機関が発行する領収書を添付し、互助会へ提出してください。
互助会の医療費補助金等の給付金送金日に給付金振込口座へ送金します。
5. 注意事項
 - (1) 接種を受けた会員本人氏名（フルネーム）・予防接種名（インフルエンザ）・接種年月日・予防接種料金及び医療機関名が記載されている領収書（コピー可）を添付してください。
領収書に**インフルエンザの記載がない場合は**、診療明細書または接種証も併せて添付してください。
領収書の記載内容に不備がある場合、請求書を返却することがあります。
 - (2) 請求書様式は互助会ホームページからダウンロードできます。
 - (3) 請求期限は、接種日から3年以内です。
ただし、令和3年4月1日以降の接種分から補助対象となります。

↓ 裏面に続く ↓

所属内でご覧ください

◎アンケートにご協力をお願いします

互助会では、事業内容改善の参考とするため、8月31日発行の「福利あおもり第177号」の12ページ（裏表紙）にアンケートを掲載しています。

会員のみなさんからのご意見やご要望など「生の声」をお聞きし、今後の事業運営に役立てたいと考えていますので、ぜひともアンケートの回答にご協力くださるようお願いいたします。

◎金融機関合併に伴う「給付金振込口座」の取り扱いについて

青森銀行とみちのく銀行の合併に先立ち、両行で重複する支店名を11月14日から順次、変更する旨、金融機関から該当する方に通知されているようですが、当該口座を、共済組合・互助会の「給付金振込口座」に指定している方に係る**変更依頼書の提出は不要**ですので、お知らせします。

なお、その他の事由（口座変更・解約・改姓）の場合は、「給付金振込口座変更依頼書」の提出をお忘れなく！

◎「令和4年度スポーツ観戦補助事業請求書」様式について

令和4年度の「スポーツ観戦補助事業」については、令和4年3月22日付け青教互第97号で通知したとおり、「請求方式」により実施しているところですが、この度、請求書様式に記載している《注意事項》の一部を改めました。新様式は、互助会ホームページにアップしましたので、請求書提出の際は、《注意事項》をよくお読みのうえ、新様式をご利用くださるようお願いいたします。

なお、実施方法等の詳細は、下記のとおりです。

令和4年度スポーツ観戦補助事業実施方法等について

1 実施方法

(1) 会員又は被扶養者がスポーツ観戦後、令和4年度スポーツ観戦補助事業請求書に、チケット半券（原本）を添付のうえ、互助会に請求する。

電子チケットの場合は、入場したことがわかる部分（入場済の記載がある等）のスクリーンショットを紙に出力のうえ添付する。

(2) 添付書類に、観戦者名が記載されていない場合は、余白に観戦者名（フルネーム）を記入する。

(3) チケット価格が記載されていない場合は、チケット価格がわかるもの（チラシ等のコピー）を添付する。

(4) 観戦するスポーツは指定しない。（県外で観戦した場合なども含む。）

2 補助額

チケット単価の半額（2,000円を限度）を補助する。

ただし、一会員につき会員本人・被扶養者合わせて、年度内6,000円を限度とする。

3 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの観戦分

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

HPアドレス

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>



所属内でご閲覧ください